

## 農薬の使用状況等に関する調査事項について

※対象期間：平成15年3月10日（注1）から平成20年10月30日まで  
（注1）農薬取締法の一部を改正する法律（平成14年法律第141号）の施行日

※対象機関：国公立大学、国公立高等専門学校（注2）

（注2）本調査は、大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）の附属農場に限らず、大学等における農薬一切が対象  
また、回答に当たっては、学部等の部局ごとではなく、大学等ごとに回答願います。

別紙回答の様式については、文部科学省ホームページにも掲載しておりますので、必要に応じ、これをダウンロードして作成してください。ダウンロードできない場合には、担当まで御連絡ください。

※ 文部科学省ホームページ > 教育 > 大学・短大・専門教育  
> [お知らせ] > 農薬の使用状況等に関する調査について

### 【農薬の所持・使用について】

- 問1 農薬（注3）を所持又は使用していますか。
1. はい （→【調査項目1】へ）
  2. いいえ （→【調査項目3-2】へ）

（注3）農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）第1条の2に規定する農薬農作物（樹木及び農林産物を含む。以下「農作物等」という。）を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみその他の動植物又はウイルス（以下「病害虫」と総称する。）の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤その他の薬剤（その薬剤を原料又は材料として使用した資材で当該防除に用いられるもののうち政令で定めるものを含む。）及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤をいう。

### 【調査項目1-1】使用禁止農薬の所持・使用について

- 問2 使用禁止農薬（注4）を所持又は使用していますか。
1. はい （→問3へ）
  2. いいえ （→【調査項目2】へ）

(注4) 法第11条において使用が認められていない農薬（登録農薬及び特定農薬以外の農薬）

〔<http://www.maff.go.jp/nouyaku/>中「改正農薬取締法のポイント解説」→「販売禁止農薬・使用禁止農薬とは？」を参照〕

【参考】

①登録農薬（容器又は包装に法第7条の規定による表示のある農薬（法第9条第2項の規定によりその販売が禁止されているものを除く。））

〔<http://www.acis.famic.go.jp/toroku/index.htm>を参照〕

②特定農薬〔<http://www.maff.go.jp/nouyaku/>中「改正農薬取締法のポイント解説」→「特定農薬（特定防除資材）を定める告示」を参照〕

問3 当該使用禁止農薬の使用については、平成20年通知の別添記1に示されている「試験研究の目的で農薬を使用する場合」に該当するものですか。

1. はい （→【調査項目1-2】～【調査項目1-4】へ）
2. いいえ （→問4へ）

問4 問3で「いいえ」と回答した場合には、当該使用禁止農薬の具体的な使用内容等を記入ください。

( )

### 【調査項目1-2】試験研究の目的で使用される使用禁止農薬の管理について

問5 試験研究の目的で使用される使用禁止農薬（以下「試験目的禁止農薬」という。）について、平成20年通知別添記2に照らし、適切な管理を行っていますか。

1. はい
2. いいえ

問6 問5で「いいえ」と回答した場合には、その具体的な管理状況等を記入ください。

( )

問7 当該試験目的禁止農薬について盗難、紛失等の事例がありましたか。

1. はい
2. いいえ

問8 問7で「はい」と回答した場合には、具体的な事例の内容を記入ください。

( )

### 【調査項目1-3】試験目的禁止農薬・農作物の保管・処分等について

問9 試験目的禁止農薬に係る試験研究終了後に当該農薬を不適切に廃棄（注5）した事例はありますか。

1. はい
2. いいえ

(注5) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）、土壤汚染対策法（昭和45年法律第137号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（平成14年法律第53号）等に違反する

方法による廃棄

問 1 0 問 9 で「はい」と回答した場合には、具体的な事例の内容を記入ください。  
( )

問 1 1 試験目的禁止農薬に係る収穫物の販売、譲渡等を行った事例はありますか  
1. はい  
2. いいえ

問 1 2 問 1 1 で「はい」と回答した場合には、具体的な事例の内容を記入ください。  
( )

**【調査項目 1－4】試験目的禁止農薬の安全対策について**

問 1 3 試験目的禁止農薬については、必要な最小限度の使用に止めるとともに、試験関係者の健康や人畜への影響、環境保全等の観点から安全対策を講じていますか。  
1. はい  
2. いいえ

問 1 4 問 1 3 で「いいえ」と回答した場合には、具体的な事例の内容を記入ください。  
( )

問 1 5 試験目的禁止農薬について、試験関係者の健康や人畜への影響、環境保全等の観点から、問題となった事例（健康を損なう等）はありますか。  
1. はい  
2. いいえ

問 1 6 問 1 5 で「はい」と回答した場合には、具体的な事例の内容を記入ください。  
( )

### 【調査項目 2 - 1】試験研究の目的での登録農薬の所持・使用について

問 1 7 登録農薬（注 6）を所持又は使用していますか。

1. はい （→問 1 8 へ）
2. いいえ （→以下回答の必要はありません）

（注 6）容器又は包装に法第 7 条の規定による表示のある農薬（法第 9 条第 2 項の規定によりその販売が禁止されているものを除く。）

[<http://www.acis.famic.go.jp/toroku/index.htm> を参照]

問 1 8 登録農薬の使用に関し、平成 2 0 年通知の別添記 5 に示されている「試験研究の目的で農薬を使用する場合」に該当するものはありますか。

1. はい （→【調査項目 2 - 2】～【調査項目 2 - 4】へ）
2. いいえ （→【調査項目 3】へ）

### 【調査項目 2 - 2】試験研究の目的で使用される登録農薬の管理について

問 1 9 試験研究の目的で使用される登録農薬（以下「試験目的登録農薬」という。）について、平成 2 0 年通知別添記 2 に照らし、適切な管理を行っていますか。

1. はい
2. いいえ

問 2 0 問 1 9 で「いいえ」と回答した場合には、その具体的な管理状況等を記入ください。

( )

問 2 1 当該試験目的登録農薬について盗難、紛失等の事例がありましたか。

1. はい
2. いいえ

問 2 2 問 2 1 で「はい」と回答した場合には、具体的な事例の内容を記入ください。

( )

### 【調査項目 2 - 3】試験目的登録農薬・農作物の保管・処分等について

問 2 3 試験目的登録農薬に係る試験研究終了後に当該農薬を不適切に廃棄（注 4）した事例はありますか。

1. はい
2. いいえ

問 2 4 問 2 3 で「はい」と回答した場合には、具体的な事例の内容を記入ください。

( )

問25 試験目的登録農薬に係る収穫物の販売、譲渡等を行った事例はありますか

1. はい
2. いいえ

問26 問25で「はい」と回答した場合には、具体的な事例の内容を記入ください。  
( )

<b>【調査項目2-4】試験目的登録農薬の安全対策について</b>
-----------------------------------

問27 試験目的登録農薬については、必要な最小限度の使用に止めるとともに、試験関係者の健康や人畜への影響、環境保全等の観点から安全対策を講じていますか。

1. はい
2. いいえ

問28 問27で「いいえ」と回答した場合には、具体的な事例の内容を記入ください。  
( )

問29 試験目的登録農薬について、試験関係者の健康や人畜への影響、環境保全等の観点から、問題となった事例（健康を損なう等）はありますか。

1. はい
2. いいえ

問30 問29で「はい」と回答した場合には、具体的な事例の内容を記入ください。  
( )

## 【調査項目 3-1】農薬に該当する毒物又は劇物の保管管理について

※問 3 1～3 7 は、農薬に該当する毒物（特定毒物を含む。）又は劇物を対象（注 7）

（注 7）毒物、劇物、特定毒物については、<http://www.nihs.go.jp/law/dokugeki/dokugeki.html> を参照。

問 3 1 農薬に該当する毒物又は劇物（以下単に「毒物劇物」という。）を所持していますか。

1. はい （→問 3 2 へ）
2. いいえ （→【調査項目 3-2】へ）

問 3 2 毒物劇物を貯蔵し、又は陳列する場所は、その他の物を貯蔵し、又は陳列する場所と明確に区別された毒物劇物専用のもとし、鍵をかける設備等のある堅固な施設とするとともに、敷地境界線から十分離すか又は一般の人が容易に近づけない措置を講じていますか。さらに、毒物劇物を貯蔵し、陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示していますか。

1. はい
2. いいえ

問 3 3 問 3 2 で「いいえ」と回答した場合には、具体的な事例の内容を記入ください。  
( )

問 3 4 貯蔵、陳列されている毒物劇物の在庫量の定期点検及び毒物劇物の種類等に応じて使用量の把握を行っていますか。

1. はい
2. いいえ

問 3 5 問 3 4 で「いいえ」と回答した場合には、具体的な事例の内容を記入ください。  
( )

問 3 6 毒物劇物の廃棄については、毒物及び劇物取締法施行令第 4 0 条に規定する技術上の基準に基づき、適切な方法で行っていますか。また、毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準（注 8）に従っていますか。

1. はい
2. いいえ

（注 8）昭和 50 年 11 月 26 日付薬発第 1090 号、昭和 52 年 12 月 8 日付薬発第 1416 号、昭和 56 年 3 月 31 日付薬発第 330 号、昭和 60 年 4 月 5 日付薬発第 373 号、昭和 62 年 9 月 12 日付薬発第 782 号、平成 3 年 3 月 6 日付薬発第 259 号、平成 4 年 12 月 7 日付薬発第 1192 号、平成 6 年 3 月 14 日付薬発第 232 号、平成 7 年 3 月 16 日付薬発第 246 号及び平成 8 年 3 月 15 日付薬発第 252 号参照。

なお、調査対象期間において毒物劇物等の廃棄事例があった場合において、これらの基準に従っているか否か不明な場合は、所轄の保健所のお問い合わせください。

問 3 7 問 3 6 で「いいえ」と回答した場合には、具体的な事例の内容を記入ください。  
( )

**【調査項目 3-2】 特定毒物の所持等について**

※問 38～40 は、全ての特定毒物（農薬か否かを問わない。）を対象

問 38 特定毒物を所持又は使用している施設、研究室等がありますか。

1. はい
2. いいえ

問 39 問 38 で「はい」と回答した場合において、当該施設、研究室等の責任者又は主たる研究者は都道府県知事から特定毒物研究者の許可を得ていますか。

1. はい
2. いいえ

問 40 問 39 で「いいえ」と回答した場合には、具体的な事例の内容を記入ください。  
( )